

議案第52号

静岡市簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

静岡市簡易水道事業の設置等に関する条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田辺信宏

静岡市簡易水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、静岡市の経営する簡易水道事業の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(簡易水道事業の設置)

第2条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、静岡市に簡易水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、簡易水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第4条 簡易水道事業の経営の基本を次のように定める。

名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量
静岡市日向簡易水道	静岡市葵区日向の一部	282人	200立方メートル
静岡市井川簡易水道	静岡市葵区井川の一部、田代の一部、小河内の一部及び岩崎の一部	552人	434立方メートル
静岡市坂ノ上簡易水道	静岡市葵区坂ノ上の一部	350人	123立方メートル

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算に定めなければならない簡易水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件1万平方メートル以上のも

のに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(資本剰余金)

第6条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 簡易水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又は目的物の価額が1件につき50万円を超えるもの

(2) 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、1件につきその額が300万円を超えるもの。ただし、次に掲げるものは、除くものとする。

ア 交通事故に係る損害賠償の額の決定で、その額が自動車損害賠償責任保険契約、自動車保険普通保険契約又は自動車損害共済委託契約により支払われる保険金の額及び填補額に免責金額を加えた額を超えないもの

イ 簡易水道事業の用に供する施設の設置若しくは管理上の事故に係る損害賠償の額の決定で、その額が簡易水道事業の用に供する施設に係る賠償責任保険契約により支払われる填補額に免責金額を加えた額を超えないもの

(業務状況説明書類の作成)

第9条 市長は、簡易水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、簡易水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要があると認める事項

3 天災その他のやむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(静岡市特別会計条例の一部改正)

2 静岡市特別会計条例（平成15年静岡市条例第56号）の一部を次のように改める。

第1条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。